

第3章

全体構想



1. 土地利用の方針

(1) 土地利用の基本方針

まちづくりの目標の実現に向け、土地利用の基本方針を次のように設定します。





(2) 土地利用の配置方針

土地利用の基本方針を踏まえ、将来都市構造の拠点配置やゾーニングをベースとして、区分ごとに次のように土地利用を配置します。

1) 市街地ゾーン

①住宅地

○ゆとりと落ち着きのある住宅地づくり<基本方針1-2-2>

ゆとりと落ち着きのある居住環境の創出に向けた住宅地づくりを進めます。

○未利用地の有効利用の促進<基本方針1-2-1>

市街化区域内に残存する未利用地については、有効利用を図るため、民間事業者と連携し、土地や建物の流通の活性化と良質な宅地供給を促進します。

○空き家の適正な管理の促進<基本方針1-2-2>

管理が不足し、そのまま放置すると周辺環境や安全性に問題が生じる恐れのある空き家については、適正な管理を促進するとともに、その状態が改善されない場合は、所有者等に対し、法律に基づく指導や措置を実施します。

○土地利用混在の解消・共存<基本方針1-2-2>

住宅と工場が混在する地区においては、用途地域の見直しなどを図りながら、混在の解消や共存に向けた適切な土地利用を誘導します。

○良好な居住環境の保全<基本方針1-2-2>

土地区画整理事業が完了し、良質な都市基盤施設が整備された地区や、良好な住宅地環境が形成されている住宅地は、良好な居住環境を維持します。

○市街地環境の改善<基本方針1-2-2>

狭い道路など生活基盤が不十分な市街地の改善のため、住宅の建築時における道路の幅や隅切りの確保等を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

○多様なニーズに対応した住宅市街地の形成<基本方針1-2-1>

二地域居住や在宅勤務などの新たなライフスタイルへの対応も視野に、定住や若い世代の転入を促進するため、空き地などの未利用地や空き家の活用を促進するとともに、将来的な住宅地ニーズを勘案しながら、新たな住宅市街地の形成にも取り組みます。

②商業地

○商業機能の充実<基本方針1-4-1>

地域拠点においては、日常的な暮らしの利便性を高めるため、既存の商業機能の維持・改善とともに、新たな商業機能の立地を誘導します。

○沿道型商業地の誘導検討<基本方針1-4-1>

幹線道路の沿道においては、商業利便性を高めるため、自動車でのアクセス性をいかした沿道型商業施設の立地誘導方策を検討します。

③産業地

○自然と調和した産業環境の充実<基本方針1-3-1>

既存工業団地は、事業者と連携しながら、緑豊かな産業環境を維持するとともに、道路などの都市基盤施設の充実など、産業機能の維持・向上に向けた支援に取り組みます。

また、産業地の拡充も念頭に、雇用の確保に寄与する新たな企業の誘致に努めます。

さらに、土地利用の動向を注視しながら、必要に応じた用途地域の見直しや地区計画などにより、住宅と工場の混在の解消や共存に向けた適切な土地利用を誘導します。

○新規産業地の形成<基本方針1-3-1>

交通アクセス性が高い本町の産業立地需要のポテンシャルをいかし、雇用の確保にも寄与する新たな産業地の形成に取り組みます。

2) 自然・田園環境ゾーン

①集落地

○集落地における生活環境の改善<基本方針1-2-2>

集落地は、本町の農業を支える地域コミュニティを形成していることから、農業政策と調整しつつ、コミュニティ維持に必要な道路・排水施設などの都市基盤施設の整備・改善を進めます。

また、新規就農や空き家などを活用した二地域居住など、多様化する居住ニーズに対応した住宅・宅地の確保に取り組みます。

②農地

○農地の保全・活用<基本方針1-1-1>

新規就農者や農業従事者などの人材の育成・支援、観光・交流資源などの地域の特色をいかした農地の活用のほか、農業法人や意欲的な担い手への農地の集約化などを通じ、優良な農地の保全に取り組みます。

③自然地

○自然環境の保全と回復<基本方針1-1-1・1-5-1>

本町の自然の豊かさを演出するとともに、自然災害の予防・低減などの多面的な機能・役割を持つ森林・緑地は、水源の森林づくり事業などの活用のほか、農地法や森林法などの法令の適用のもとで適切な保全と維持管理に取り組みます。

砂利採取場跡地については、土砂災害の予防など安全確保に配慮しつつ、農地復元事業などによる農地・山林への復元を基本としながら、復元後の新たな利活用も視野に入れた跡地対策を砂利採取事業者及び地権者とともに検討します。

④里山活用拠点

○農地や森林の新たな利活用の検討<基本方針1-1-1・1-3-1>

里山の豊かな自然を保全するとともに、遊休化した農地や管理が不足した森林などについては、農地や山林に関わる法制度の制定・改正などを注視しながら、地域の持続的な発展やコミュニティ維持の視点から、新たな利活用を検討します。



(3) 新規都市機能の導入方針

暮らしの利便性の確保、定住や若い世代の転入促進、経済的な持続的発展を牽引する産業地の形成などに向け、次の新たな都市機能の導入について検討します。

1) 地域拠点の形成

○町役場周辺地区<基本方針1-4-1>

公共公益性の高い施設が立地する町役場周辺地区は、これらの公共サービス機能やバスターミナルとしての交通結節機能などをいかし、本町の魅力の向上に寄与する商業機能、交流機能などの導入に向けた検討に取り組みます。

2) 新たな住宅市街地の整備

○神戸地区<基本方針1-2-1>

定住や若い世代の転入を促進するための住宅用地として、面的整備の導入手法の検討に取り組みます。

○上ノ原地区<基本方針1-2-1>

県道71号沿道に位置する条件や現行の市街化区域との一体的な活用の視点から、定住や若い世代の転入を促進するための住宅用地として、住宅市街地の形成に向けた検討に取り組みます。

3) 産業拠点の形成

○諏訪地区<基本方針1-3-1>

隣接する「グリーンテクなかい」や東名高速道路秦野中井インターチェンジを活用した、新たな産業拠点の形成に向け、土地利用の方向性を検討するとともに、組合による土地区画整理事業の施行を支援します。

○南部地区<基本方針1-3-1>

メガソーラー事業地としての使用が期限を迎える令和17(2035)年を見据え、産業拠点の形成に向けた事業方策を検討します。

○グリーンテクなかい周辺地区<基本方針1-3-1>

グリーンテクなかい周辺については、既存工業団地を含めた産業機能の集積と東名高速道路秦野中井インターチェンジ周辺の立地をいかした産業機能の拡充を検討します。

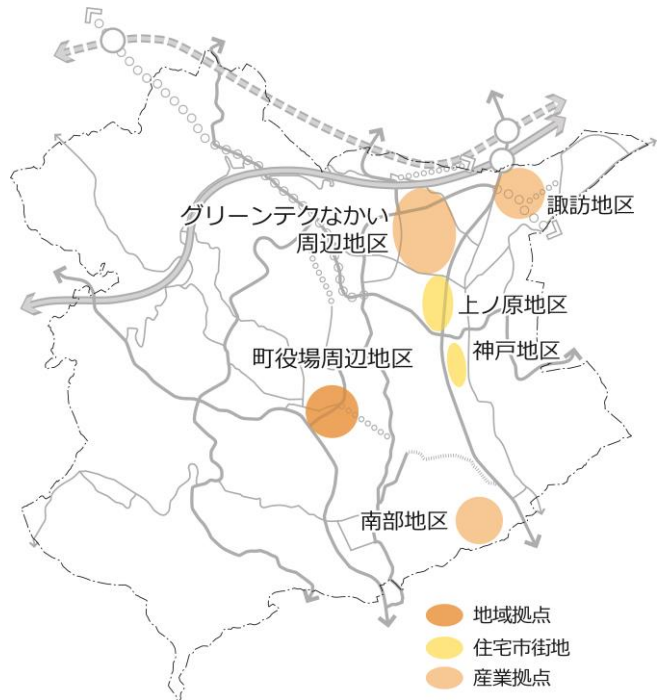


図 新規都市機能の導入を図る地区

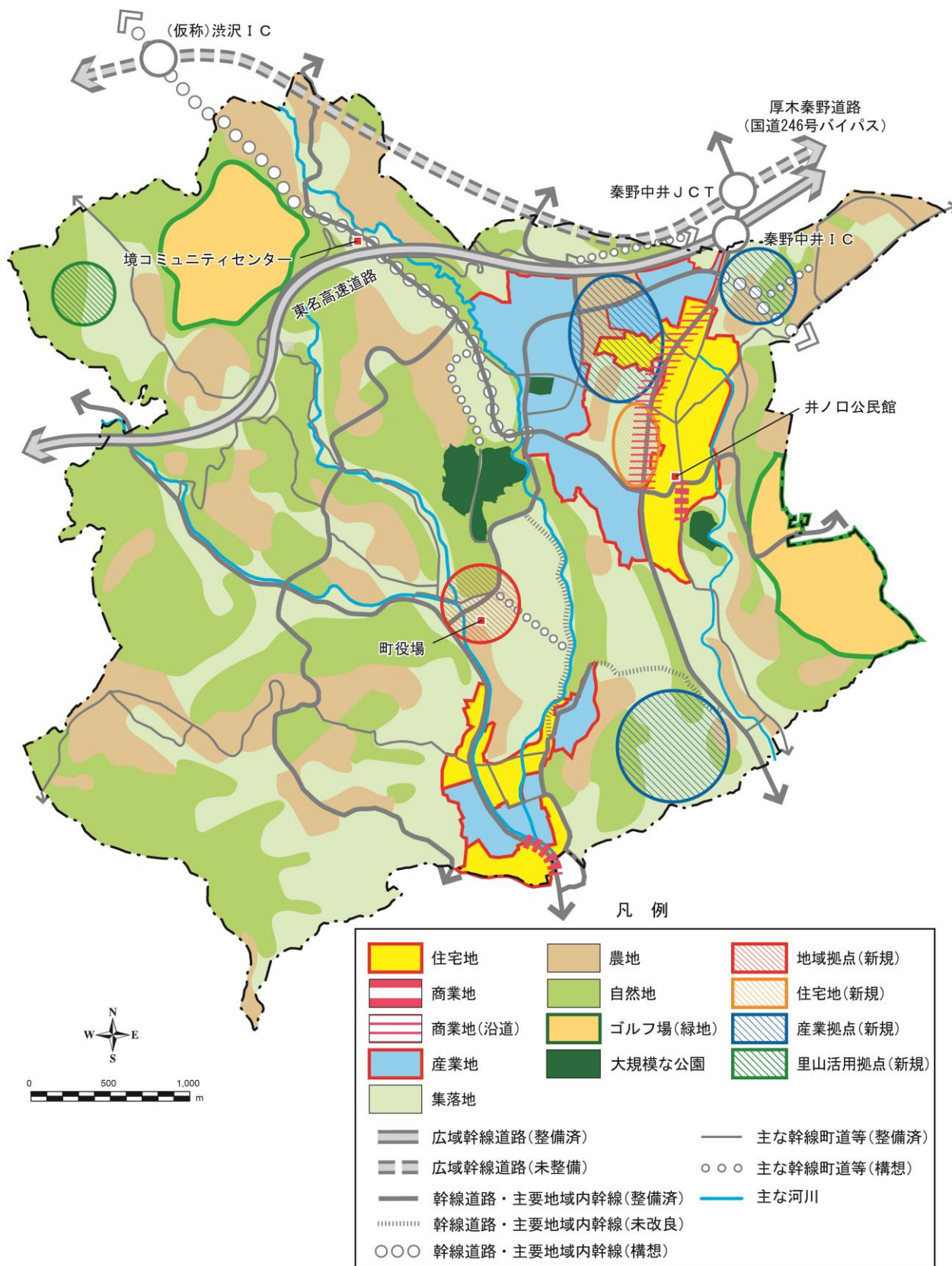


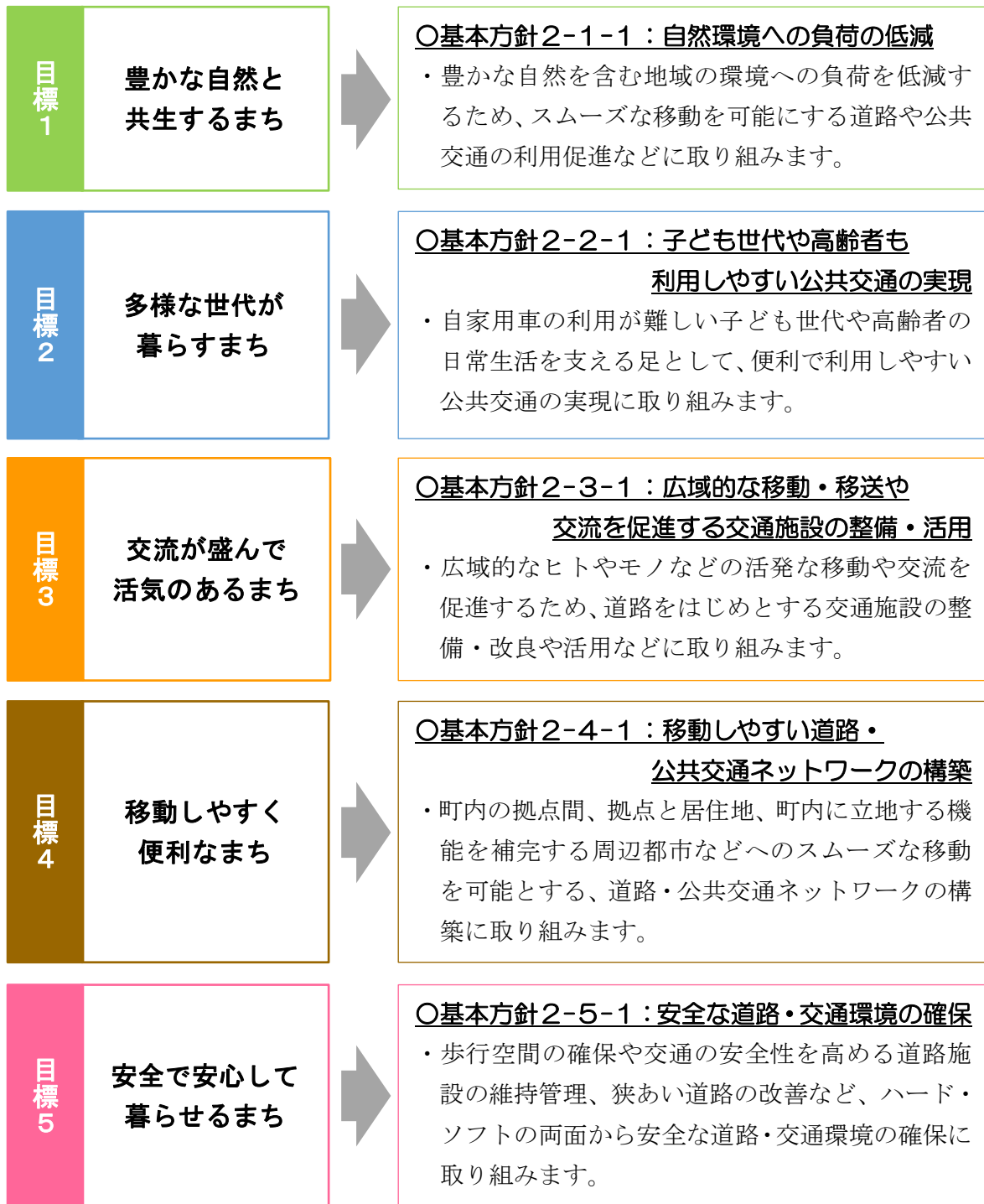
図 土地利用の方針図



2. 交通体系の整備方針

(1) 交通体系の整備の基本方針

まちづくりの目標の実現に向け、交通体系の整備の基本方針を次のように設定します。



(2) 道路の整備・維持管理方針

幹線道路から生活道路まで道路の役割、位置づけに応じた道路整備を進めることで、安全でスムーズ、快適な移動を支える道路ネットワークを構築します。

また、長寿命化を実現する適切な維持管理に努めます。

1) 道路ネットワークの整備

○広域幹線道路の整備（広域骨格軸の整備）〈基本方針2-3-1〉

本町の広域交通条件の優位性を高める上で重要な幹線道路として、引き続き関係機関に対し未事業化区間の事業化と早期全線開通を要望していきます。

・厚木秦野道路（国道246号バイパス）

○幹線道路の整備（都市骨格軸の整備）〈基本方針2-1-1・2-4-1〉

本町と周辺市町を連絡する幹線道路及び本町の幹線道路網を形成する道路は、都市間連携を高める上で重要な都市骨格軸として、整備・改良と予防保全工事などの維持管理を進めます。

路線名称	位置づけ	取組
県道71号(秦野二宮)	秦野市、二宮町へ連絡する路線	都市骨格軸としての機能を維持するため、予防保全工事などの維持管理を県へ要望します。
県道709号(中井羽根尾)	小田原市へ連絡する路線	
県道77号(平塚松田)	平塚市、大井町、松田町へ連絡する路線	井ノ口交差点から上中橋までの間の歩道設置を県へ要望します。
(仮称) 渋沢中井線 (一部境平沢線)	厚木秦野道路(国道246号バイパス)へ連絡する路線	早期事業化に向けた協議及び関係機関への要望活動を実施します。
(仮称) 秦野中井インター ・平塚アクセス道路	平塚市へ連絡する路線	
インター境線	幹線道路網を形成する路線	予防保全工事などの維持管理により、都市骨格軸としての機能を維持します。
砂口南が丘線	秦野市へ連絡する路線	
藤沢小竹線(一部区間)	県道709号(中井羽根尾)と五分一幹線を連絡する路線	
五分一幹線(一部区間)	県道71号(秦野二宮)と藤沢小竹線を連絡する路線	整備済区間の維持管理による機能維持とともに、未改良区間の整備に取り組みます。



○地域内幹線道路の整備（地域連携軸の整備）＜基本方針2-1-1・2-4-1＞

町内の地域や集落間を結ぶ幹線町道等は、地域拠点や市街地間、集落間を連絡し、連携を高める上で重要な道路として、市街地整備等と連携を図りつつ、整備・改良と予防保全工事などの維持管理を進めます。

路線名称		位置づけ	取組
主要地域内幹線	藤沢小竹線（一部区間）	藤沢川沿いに県道 77 号（平塚松田）と五分一幹線を連絡する路線	未改良区間の整備に取り組みます。
	境平沢線（一部区間）	県道 77 号（平塚松田）と秦野市平沢地区を連絡する路線	予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	広域農道（やまゆりライン）	大久保、雑色、岩倉地区を經由して小田原市小竹地区と境平沢線を連絡する路線	
主な幹線町道等	（仮称）中井中央公園線	中井中央公園を經由して境平沢線と県道 77 号（平塚松田）を連絡する路線	境平沢線までの区間の延伸を検討します。
	（仮称）比奈窪藤沢線	県道 77 号（平塚松田）と藤沢小竹線を連絡する路線	整備を検討します。
	（仮称）砂口南が丘線 2 期	秦野市へ連絡する路線	
	（仮称）諏訪山線	（仮称）秦野中井インター・平塚アクセス道路と井ノ口東農道を連絡する路線	
	遠藤原幹線	井ノ口上幹線と遠藤原地区を連絡する路線	路線拡幅や予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	半分形幹線	県道 709 号（中井羽根尾）と半分形、古怒田地区を連絡する路線	予防保全工事などの維持管理により、地域連携軸としての機能を維持します。
	境幹線	県道 71 号（秦野二宮）と境平沢線を連絡する路線	
井ノ口東農道	県道 77 号（平塚松田）と遠藤原地区を連絡する路線		



図 道路ネットワークの整備方針図



2) 道路の質の向上に向けた改善

○生活道路の改善<基本方針2-5-1>

沿道住民の利便性の向上や緊急車両の通行路確保に向けて、住宅の建築時における道路の幅幅や隅切りの確保等を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

○誰もが利用しやすい快適な道づくり<基本方針2-5-1>

原則的に道路の機能維持のための予防保全工事を進めるとともに、安全性や快適性の視点から歩道や自転車の通行環境の確保、段差解消、防犯灯の設置などの必要に応じた道路・交通環境の改善に取り組みます。

また、通学路については、関係機関や地域との協力のもと、見守りや安全点検などにより安全性の確保に取り組みます。

○交通規制の見直し検討<基本方針2-5-1>

生活道路への通過車両や大型車両等の進入の排除、円滑な交通の確保のため、必要に応じて警察への交通規制の変更に関する依頼等を実施します。

3) 交流拡大に向けたパーキングエリアの活用

○中井パーキングエリアの活用検討<基本方針2-3-1>

東名高速道路中井パーキングエリアについては、地域の活性化に繋がる地域固有の資源として、関係機関と連携し、利用者と地域が交流する場の形成など、施設の有効活用方策について調査・検討します。

(3) 公共交通の整備方針

高齢者の増加、環境負荷の軽減や住民の公共交通の利便性向上へのニーズに対応するため、地域の特性を踏まえた公共交通体系の確立に取り組みます。

○路線バスやオンデマンドバスの維持及び利便性の向上<基本方針2-2-1・2-4-1>

住民の生活の足である、地域公共交通の安定的な提供及び利便性の向上のため、引き続き地域公共交通会議において協議検討を行うとともに、交通事業者と協力し、調査研究を進めます。

また、安全性確保対策が必要なバス停については、安全性を高めるための環境改善を関係機関と連携して進めるとともに、誰もが利用しやすい地域公共交通を目指して、環境への配慮及びユニバーサルデザインの視点を踏まえた利用環境の形成に取り組みます。

○新たな公共交通システムの導入の検討<基本方針2-2-1・2-4-1>

町内や鉄道駅などの交通結節点へのスムーズな移動と利便性を高めるため、少子・高齢化等に伴う人口減少などの社会動向、新たな技術の開発状況に注視しつつ、必要に応じて、新たな公共交通システムの導入について検討します。

○公共交通の利用拡大<基本方針2-1-1>

自動車利用による二酸化炭素の排出量の抑制を図るため、パークアンドライドやサイクルアンドバスライドの導入等、乗り換えの利便性向上に取り組み、自家用車から公共交通機関へのシフトを促します。

3. 都市環境の形成方針

(1) 都市環境形成の基本方針

まちづくりの目標の実現に向け、都市環境形成の基本方針を次のように設定します。





(2) 公園・緑地の整備・保全年針

環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能及び景観形成機能など、公園・緑地が有する多様な機能の活用を視野に整備・維持管理を進めることで、安全で快適な都市環境の実現に取り組みます。

また、長寿命化を実現する適切な維持管理に努めます。

1) 公園・緑地の整備

○大規模な公園の整備<基本方針3-2-1・3-3-1>

町のスポーツ・レクリエーションや自然環境とふれあうことのできる拠点として、また、町内外からの利用により、多くの人々が交流する拠点として位置づけ、交流人口の拡大に向け、公園施設長寿命化計画に基づき、施設・機能の維持と必要となる更新に取り組みます。

○身近な公園の配置・整備<基本方針3-2-1>

身近な場所に配置された公園は、機能の維持や安全性の確保の観点から、適切な維持管理を進めるとともに、利用促進に向けたしくみの構築に取り組みます。

○防災機能の強化<基本方針3-5-1>

災害時の避難場所や備蓄倉庫の設置、応急仮設住宅設置場所など、広域的な役割も念頭に防災機能の強化に取り組みます。

2) 緑のネットワークの形成

○地域資源を活用した拠点づくり<基本方針3-3-1>

本町の自然や歴史・文化を代表する巖島湿生公園や震生湖、里山の風景、五所八幡宮などは、地域の大切な資源と位置づけ、周辺も含めた環境の保全・維持管理と自然や歴史・文化とふれあう拠点、自然学習、郷土学習の場などとしての活用に取り組みます。

○緑の拠点をつなぐネットワークの形成<基本方針3-2-1・3-3-1>

川や緑の見える風景をいかした健康増進のためのウォーキングコース、史跡や名所をめぐる散策コースの設定など、緑の拠点となる都市基幹公園や地域資源を活用した拠点を連携させるネットワークの形成に取り組みます。

3) 緑の育成

○市街地の緑化<基本方針3-2-1>

公共施設における植栽の維持管理や、住宅地、商業地、産業地などの土地利用に応じた方法による緑化の促進や花いっぱい促進運動の展開など、住民や企業等の協力を得て、市街地における緑の育成を進めます。

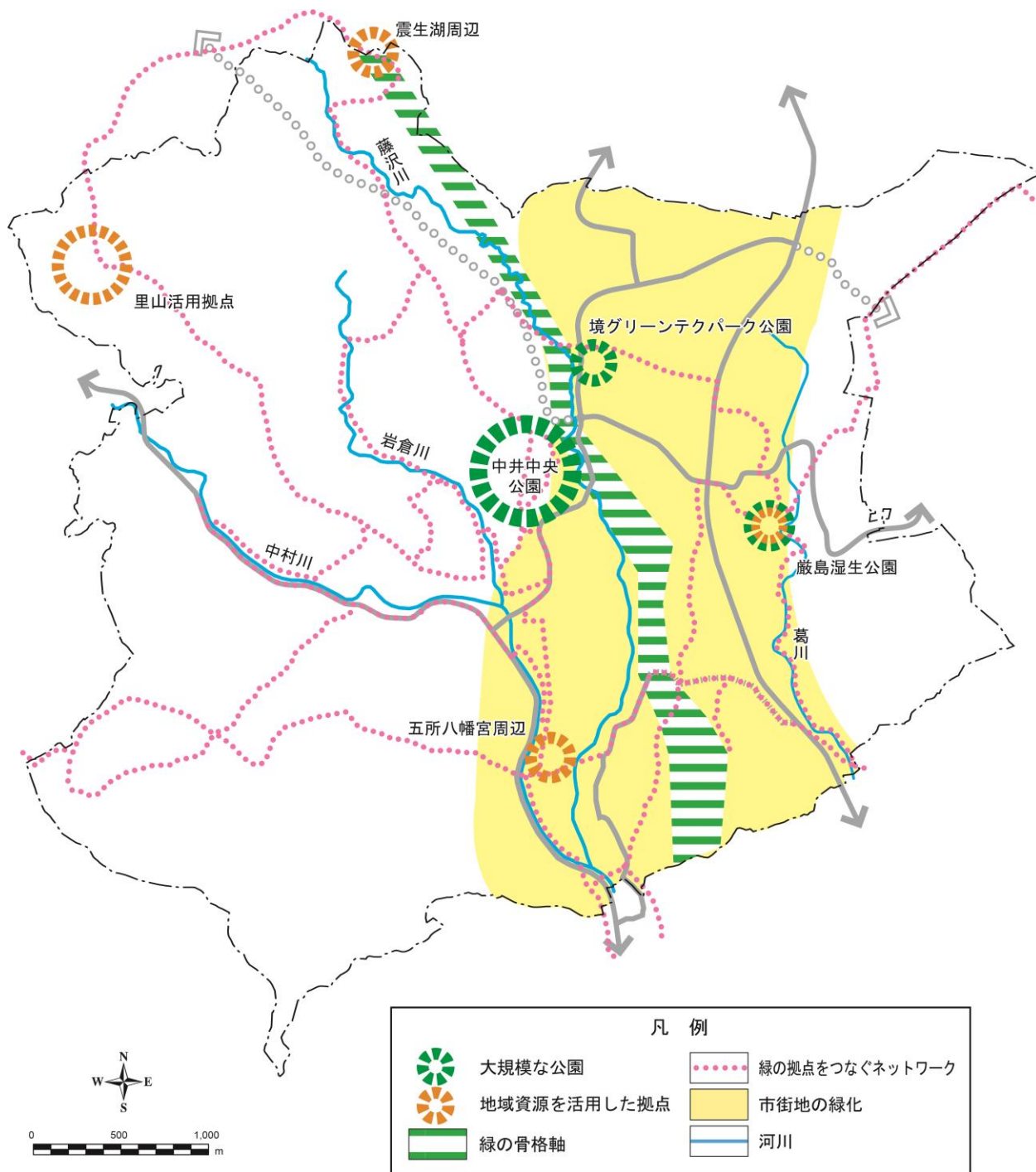


図 公園・緑地の整備・保全方針図



(3) 都市環境に関連した都市施設の整備方針

1) 下水道の整備

○公共下水道事業の推進<基本方針3-2-1>

酒匂川流域関連中井公共下水道事業計画に基づき、市街化区域に隣接する計画区域など未整備区域の解消を進めるとともに、適切な維持管理と接続率の向上に取り組みます。

また、新たな市街地の編入や市街化が想定されない区域の除外など、適宜、下水道計画区域の見直しを検討します。

○合併処理浄化槽の設置支援<基本方針3-2-1>

公共下水道計画区域以外の浄化槽処理促進区域においては、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換などに対する支援の充実に取り組み、地域の実情に即した下水処理を促進します。

2) その他都市施設の整備

○ごみ処理施設の適切な維持管理<基本方針3-2-1>

ごみ処理については、足柄上地域1市5町にある既存施設の老朽化が進んでいることから、あしがら上地区資源循環型処理施設の早期の建設着手に向けた検討に取り組みます。

○公共施設の利用サービスの維持<基本方針3-2-1>

小田原市や秦野市などの周辺都市と施設の相互利用を進めるなど、効率的な施設・機能の確保と利用サービスの維持・向上に向けた広域的な連携に取り組みます。

○地域活動の場の充実<基本方針3-3-1>

公民館、コミュニティセンターなど地域住民が集い、交流する場の充実や自治会活動、まちづくり活動に対する支援を行い、地域のコミュニティ意識を高めます。

○情報基盤の整備<基本方針3-5-2>

デジタル技術の活用により、生活の利便性の向上を図るとともに、デジタル化の恩恵を誰もが受けられる地域情報化に向けた新たな情報基盤の整備に取り組みます。

(4) 市街地の景観づくりの方針

○地域拠点の景観形成<基本方針3-2-1>

地域拠点においては、地域住民が集まり、交流し、様々な活動を行う場にふさわしい活力やゆとりが感じられる景観づくりに取り組みます。

○既存市街地の景観形成<基本方針3-2-1>

住宅や商業施設、工場などの多様な建物が立地する既存の市街地においては、住民や企業、地域の協力を得て、周辺の自然や街並みとの調和に配慮した土地利用、建物の建築や更新などを促します。

○新市街地の景観形成＜基本方針3-2-1＞

新たに市街地を形成する場合は、周辺の自然環境と調和した産業地、暮らしの場にふさわしい落ち着いた住宅地、にぎわいの感じられる商業地など、市街地の特性に応じた景観づくりを促します。

○屋外広告物の適切な誘導＜基本方針3-2-1＞

幹線道路沿道などにおいては、「神奈川県屋外広告物条例」に基づき、屋外広告物の適切な表示及び掲出を誘導します。

（5）環境負荷の低減方針

○集約的な都市構造の実現＜基本方針3-4-1＞

無秩序な市街地の拡散等を抑制し、拠点間の移動の円滑化を図ることで環境負荷の少ない集約的な都市構造の実現に取り組みます。

○多様な移動手段の確保＜基本方針3-4-1＞

安全で快適な歩行者・自転車の通行環境の確保や公共交通の利便性の向上により、利用者の実情にあわせて選択することが可能となる、多様な移動手段を確保し、できる限り自家用車に依存しない交通体系を実現することで、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の排出量を抑制します。

○自然・地形条件をいかした開発の誘導＜基本方針3-1-1＞

新たな市街地の開発等にあたっては、開発指導要綱のほか、農地転用許可や林地開発などの各種法令に基づく制度を運用しながら、現存する緑の保全や地形の改変を最小限に留めるなど、現在の自然・地形条件をいかした開発を誘導します。

○産業活動にともなう公害の抑制＜基本方針3-1-1＞

自然環境の保全・共生の視点から、出来る限り環境負荷の少ない業種の企業等の誘致に取り組みます。また、県と連携し、事業所からの排水、大気汚染物質及び騒音等に対する監視体制を強め、適切な改善・指導に努めます。

○ごみの減量化、再資源化への取組＜基本方針3-2-2＞

ごみの減量化、分別収集の徹底及び生ごみの堆肥化や剪定枝のチップ化等による再資源化への取り組みを進めます。

○再生可能エネルギーの活用＜基本方針3-1-1＞

公共施設の更新にあたっては、環境配慮型の設備導入と再生可能エネルギーの利用を検討します。

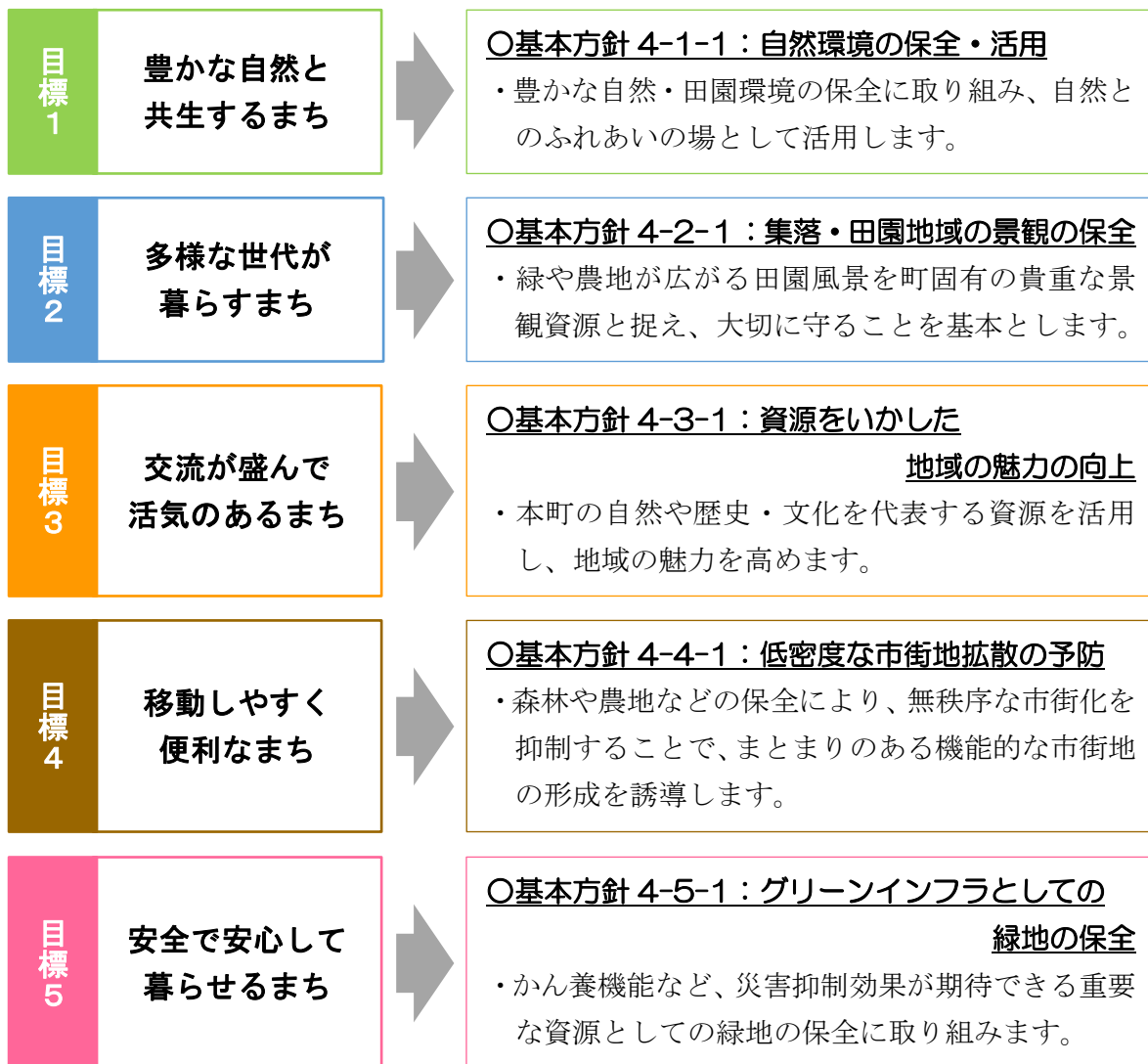
また、太陽光発電設備に対しては、自然環境の改変による環境負荷や災害リスクなどへの影響も考慮した適切な設置の指導に取り組みます。



4. 自然環境の保全・活用方針

(1) 自然環境の保全・活用の基本方針

まちづくりの目標の実現に向け、自然環境の保全・活用の基本方針を次のように設定します。



田園風景

(2) 緑の保全・活用方針

1) 緑の保全・活用

○緑地の保全・活用<基本方針4-1-1・4-4-1・4-5-1>

町中央の市街地ゾーンを南北に連なる帯状の緑の骨格軸は、水源の森林づくり事業などの活用のほか、町内で活動している団体や地域住民と協働しながら、身近にふれあうことのできる緑、水源かん養機能による災害抑制効果など多面的な役割が期待できるグリーンインフラとして、適切な保全と維持管理に取り組みます。

○農地の保全・活用<基本方針4-1-1・4-4-1・4-5-1>

農地の多面的な機能・役割に鑑み、新規就農者などの人材の育成・支援、農産物収穫体験の実施といった観光・交流資源としての地域の特色をいかした農地の活用のほか、農業法人や意欲的な担い手への農地の集約化などを通じ、優良な農地の保全に取り組みます。

2) 緑の育成

○緑の回復<基本方針4-1-1・4-3-1>

砂利採取場跡地については、一部区域で予定されている農地復元事業の進捗に注視しつつ、他区域についても土砂災害の予防など安全確保に配慮しながら、農地・山林への復元を基本とした跡地対策を砂利採取事業者及び地権者とともに検討します。

また、農地・山林へ復元した砂利採取場跡地を含め、農地や山林に関わる法制度の制定・改正などを注視しながら、地域の持続的な発展やコミュニティ維持の視点から、新たな利活用を検討します。

(3) 集落・田園地域の景観づくりの方針

○田園・丘陵の保全<基本方針4-1-1・4-2-1>

丘陵地の緑や農地が広がる風景は、水源の森林づくり事業などの活用のほか、町内で活動している団体や地域住民との協働による森林の適切な保全と維持管理に取り組み、本町の代表的な風景、町固有の貴重な景観資源として保全します。

○地域資源の活用<基本方針4-3-1>

五所八幡宮や巖島神社などの社寺、道祖神などの歴史・文化、震生湖などの特色ある自然を本町の魅力を高める地域資源と捉え、これらと調和した周辺景観の誘導方策を検討することによって保全・活用します。

○景観を損ねる要素の適切な誘導<基本方針4-2-1>

豊かな自然や良好な眺望を保全するため、「神奈川県屋外広告物条例」に基づく、屋外広告物の適切な表示及び掲出や、太陽光発電設備などの構造物の適切な設置に向けた誘導方策を検討します。

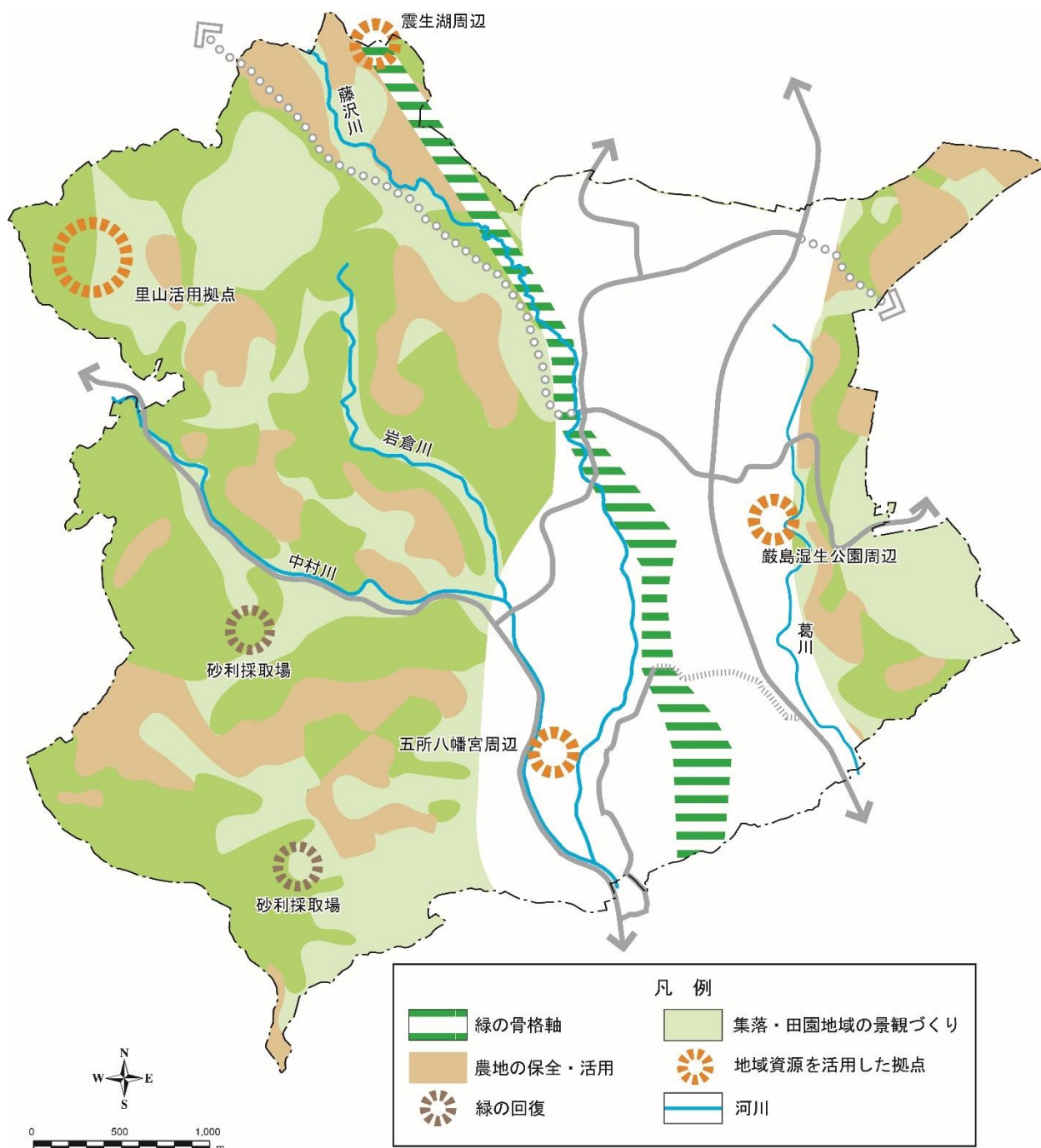
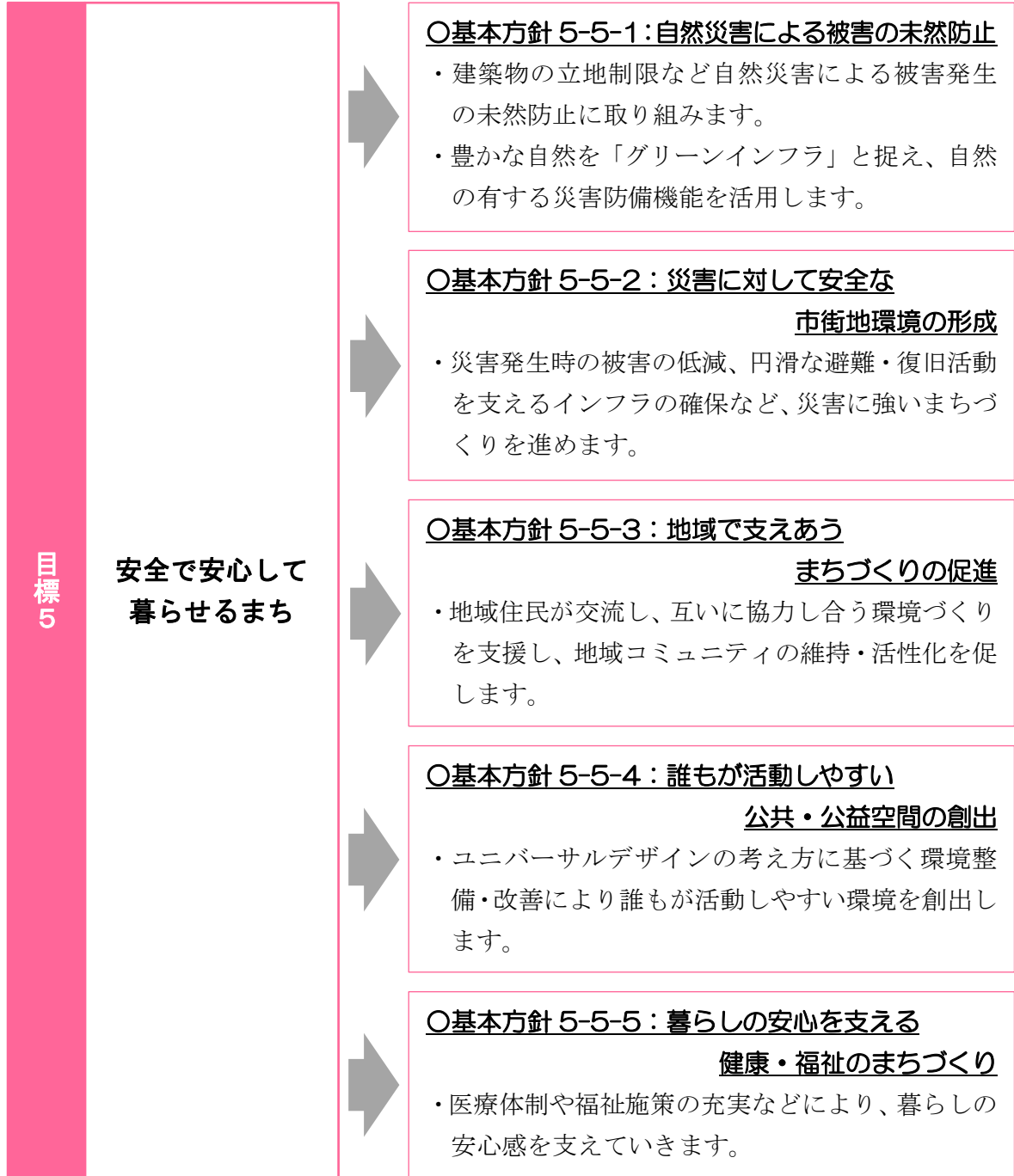


図 自然環境の保全・活用方針図

5. 安全・安心のまちづくりの方針

(1) 安全・安心のまちづくりの基本方針

まちづくりの目標の実現に向け、安全・安心のまちづくりの基本方針を次のように設定します。





(2) 安全・安心のまちづくりの方針

1) 災害の予防と被害の低減

○適正な土地利用の規制・誘導<基本方針5-5-1>

急傾斜地等災害発生の恐れが高い区域や浸水の恐れがある区域など、自然災害の発生する危険性が高い区域については、災害リスクに関わる情報を的確に住民に伝えるとともに、建築物の立地を制限する区域指定の主体である県などと連携し、都市計画法などに基づく規制制度を活用して新たな土地利用への対策に取り組むなど、住民と行政が協力して自然災害を回避する安全な土地利用の実現に取り組みます。

○急傾斜地の災害防止<基本方針5-5-1>

急傾斜地崩壊危険区域については、家屋の立地条件などを考慮し、優先度の高い箇所から土砂災害防止施設の整備を計画的に進めるよう、県に働きかけます。

○グリーンインフラの活用<基本方針5-5-1>

気候変動に伴い激甚・頻発化する災害については、農地や里山、森林の適切な保全と維持管理によって、それら自然環境が従来から有する保水機能などの多面的な機能を活用することで、防災・減災に取り組めます。

○燃え広がりにくい市街地の形成<基本方針5-5-2>

避難場所や救護活動拠点としての機能を確保するとともに、延焼の防止・遅延に効果のある緩衝地帯として公園の防災機能の向上に取り組めます。また、道路などについても火災の延焼防止・遅延の効果を考慮した整備を検討します。

さらに、市街地の不燃化や難燃化を促すため、防火地域や準防火地域の指定について検討します。

○避難、救護・救援、復旧活動の円滑化<基本方針5-5-2>

災害発生時の円滑な避難や救護・救援、復旧活動を支えるため、緊急輸送道路に指定された幹線道路などにおける、緊急車両の通行に十分な幅員の確保や橋梁の改修、上下水道の耐震性確保など、災害に強いインフラ施設を維持するとともに、防災備蓄品の充実や避難・誘導板の設置などに取り組めます。

また、計画的に地籍調査を実施し、被災後の復旧・復興に向けた基礎となる情報の整理を進めます。

○建築物等の耐震化の促進<基本方針5-5-2>

建築物の倒壊による被害を減少させるため、建築物の耐震診断の実施や耐震改修に対する支援を行い、建築物の耐震化を促進します。

また、危険ブロック塀や落下物などの箇所を把握するとともに、その除去及び除去後の安全な工作物の設置などの安全対策を講じる方への支援に取り組めます。

○生活道路の環境改善<基本方針5-5-2>

緊急車両の円滑な移動を確保するため、住宅の建築時における道路の拡幅や隅切りの確保等を進めるほか、必要に応じ、街路を地区施設として定める地区計画を検討します。

○治水対策の推進<基本方針5-5-1・5-5-2>

関係機関と連携し、河川の整備・改修を促進するとともに、流域の適正な土地利用への誘導や排水施設の整備による雨水流出抑制対策、下水道整備による雨水の計画的な処理を進めるなど、水害による浸水防止に取り組みます。

また、防災調整池の設置、透水性舗装の施工、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制、森林や農地の適切な保全と維持管理などの各種施策の連携による、流域の保水・遊水機能の維持・向上に取り組みます。

○地域住民と一体となった取組の推進<基本方針5-5-3>

災害発生時において、地域での適切な対応が図れるよう、自主防災組織の活動を支援します。

また、地域の災害リスクへの理解と災害発生時の落ち着いた行動を促すため、ハザードマップの周知を図るなど、住民の防災意識を高めることにより、町民と行政が一体となった防災・災害対策を進めます。

2) 健康・福祉のまちづくり

○誰もが活動しやすい環境の形成<基本方針5-5-4>

道路や公園のほか、人が集まる公共・公益施設は、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、快適な歩行空間の形成を図るなど、誰もが活動しやすい環境の整備・改善に取り組みます。

○医療体制の確保<基本方針5-5-5>

身近な地域で安心して医療が受けられるよう、町内・地域医療機関、広域的な大規模病院との連携を強化し、地域の医療体制の充実を図ります。

○福祉施策の充実<基本方針5-5-5>

健康づくりステーション事業や各種介護予防事業の実施・充実により、高齢者が住み慣れた地域で、できる限り自立した生活を送るための支援を行います。

また、少子化や女性の社会参加の増加に対応し、子育て支援施設の機能拡充や育児支援などのソフト施策に取り組みます。

3) 犯罪の起きにくい地域づくり

○地域のコミュニティ意識の高揚<基本方針5-5-3>

自治会活動やお祭りなど地域の歴史・文化を支える活動の支援などを通じ、新たな住民の流入等によって希薄になりがちな地域のコミュニティ意識を高めることで、犯罪の起きにくい地域づくりを進めます。

○死角を生じない環境づくり<基本方針5-5-3>

道路や公園などの整備・改良にあたっては、防犯上の観点から、透過性フェンスの設置や低木の植栽によって見通しを確保するなど、死角のない空間づくりに取り組みます。

また、防犯灯や道路照明灯の設置など、防犯に寄与する環境整備に取り組みます。



町の花「ききょう」(昭和52年9月1日制定)